

在宅難病患者一時入院事業に係る

主治医の先生へのお願い

埼玉県では、在宅で療養されている難病の患者さんが、介護者の休息（レスパイト）等の理由により、在宅で介護等を受けることが困難となった際に、一時的に埼玉県が指定した医療機関へ入院することができる制度「在宅難病患者一時入院事業」を行っております。

患者さんの安定した療養生活とその介護者の福祉の向上を図るため、本事業の申請手続きについて御協力いただきたいことがございます。

入院医療機関について

- ・入院医療機関は、埼玉県知事と委託契約を締結した機関となります。（裏面参照）
- ・1回あたり14日間を限度に入院することができます。（同一年度56日以内なら回数制限なし）
- ・患者さん、その家族の利用の希望に応じて、入院先の医療機関を調整します。
- ・なお、入院は、受入医療機関の医療・看護体制でのケア提供となりますので、予めご了承ください。
- ・ベッドの空き状況や患者さんの病状などによって希望どおりの一時入院が難しい場合もあります。

診療情報提供書について

- ・入院先の医療機関と連携を図るため、「診療情報提供書」の作成をお願い致します。
- ・診療情報提供書の様式は任意となりますが、別添の「様式第3号：医療状況等情報提供書」の内容を盛り込んだ内容をお願い致します。
- ・「様式第3号：医療状況等情報提供書」の様式に記入していただいても、差し支えありません。
- ・保健所や難病診療連携コーディネーター（※）等から「診療情報提供書」の内容等について確認させていただくことがありますので、御承知おきください。

※本事業で関係機関と調整を図る役割の者です。

提出について

- ・「診療情報提供書」は入院調整に必要な書類であるため、管轄の保健所（裏面参照）の担当職員と連携し、作成をお願い致します。
- ・原則として、入院を希望する日の2週間前までに作成をお願い致します。
- ・作成後は、管轄の保健所に電話で連絡し、提出してください。

同一年度に複数回する
利用する場合について

- ・本事業は、同一年度56日以内まで利用できます。（入院1回あたりの利用日数は14日以内です。）
- ・同一年度に複数回利用する場合で、前回利用時と今回利用時で診療情報に変更がない場合は、前回提出した診療情報提供書を利用することができます。
- ・診療情報に変更がある場合は、改めて「診療情報提供書」の作成をお願い致します。
- ・診療情報に変更があるかどうかについて、管轄の保健所等から確認させていただくことがありますので、御承知おきください。

御多忙の中、恐縮ですが、本事業の目的について御理解いただき、御協力いただきますようお願い申し上げます。



